

国自安第67号の2
国自旅第75号の2
国自整第79号の2
平成28年6月30日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

495



(別添)

国自安第67号
国自旅第75号
国自整第79号
平成28年6月30日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遗漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新

旧

国自安第138号	国自旅整第162号	平成25年9月17日	一部改正
国自安第138号	国自旅整第162号	平成26年1月24日	一部改正
国自安第138号	国自旅整第162号	平成26年1月24日	一部改正
国自安第138号	国自旅整第162号	平成26年4月25日	一部改正
国自安第138号	国自旅整第162号	平成26年7月7日	一部改正
国自安第138号	国自旅整第162号	平成28年6月30日	一部改正

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行いうるに定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行いう場合、この基準に従つて行うこととされたい。

なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号）及

25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行いうるに定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行いう場合、この基準に従つて行うこととされたい。

なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号）及

び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号)並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年10月31日限り、廃止する。

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。
(2) 行政処分等を行う場合において、「自動車等の使用停止処分等」という。また、これに至らないものは、軽微なものは、「行政処分等」という。
同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
- ② 法第9条第6項(第9条の2第2項において準用する場合を含む。)、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反
- ③ 法第33条第1項又は第2項の違反
- ④ 法第94条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議会を含む。)の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び事業の種類ごとに別表

び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号)並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年10月31日限り、廃止する。

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。
(2) 行政処分等を行う場合において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
- ② 法第9条第6項(第9条の2第2項において準用する場合を含む。)、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反
- ③ 法第33条第1項又は第2項の違反
- ④ 法第94条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議会を含む。)の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び事業の種類ごとに別表

第1及び別表第2に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

なお、事業者が複数の種類の旅客自動車運送事業の許可を有している場合は、違反に係る事業の種類ごとに行政処分等を行うものとする。

(6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。

① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条第5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に~~関与~~した車両等の運転者の中、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合は人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(8) 違反行為を防止するためには、当該違反行為に相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつた場合は、当該違反行為について(5)及び(6)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによつて違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があつたときは、10日車とする。

(9) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「旅客自動車運送事

第1及び別表第2に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

なお、事業者が複数の種類の旅客自動車運送事業の許可を有している場合は、違反に係る事業の種類ごとに行政処分等を行いうるものとする。

(6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。

① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項及び第23条第5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。）の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が10日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(8) 違反行為を防止するためには、当該違反行為に相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつた場合は、当該違反行為について(5)及び(6)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによつて違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があつたときは、10日車とする。

(9) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「旅客自動車運送事

業関係行政処分審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表を含む。）に違反に対する事項として明記されない違反行為があつた場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3・(6)、4・(4)、5・(1)
5・(2)の取扱いを行おうとする場合について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行おうものとする。

(10) 行政処分等を行おうとする場合は、原則として事業者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局に呼び出して事業の改善を行うとともに、その状況について、行政処分等を行つた日から3月以内に報告を行う措置するものとする。

(11) 違反行為を行つた事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(12)及び(13)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（複数の旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を配置する営業所にあっては、当該違反行為に係る旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げた営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廢止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち、
ロ 廢止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」とい
う。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する
営業所がない場合に限る。）

ハ 廢止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

(12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのも

業関係行政処分審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表を含む。）に違反に対する事項として明記されない違反行為があつた場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3・(6)、4・(4)、5・(1)
5・(2)の取扱いを行おうとする場合について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行おうとする。

(10) 行政処分等を行おうとする場合は、原則として事業者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局に呼び出して事業の改善を行うとともに、その状況について、行政処分等を行つた日から3月以内に報告を行う措置するものとする。

(11) 違反行為を行つた事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行おう場合において、当該違反行為に係る営業所（(12)及び(13)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（複数の旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を配置する営業所にあっては、当該違反行為に係る旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げた営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廢止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち、
ロ 廢止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」とい
う。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する
営業所がない場合に限る。）

ハ 廢止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

(12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのも

- (2) 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのも
の（①に該当する営業所がない場合に限る。）
③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限
る。）

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定
に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業
所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業
所を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものと
して取り扱うものとする。

(14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業
者に法人の合併又は相続人が行つたものとして取り扱うものとする。
(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法
人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が
譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに
限る。2. (7)及び5.(3)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反
営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継ががあった場合、当該違反行為は、
分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業
を廃止したものと除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うも
のとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者
に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11) ②
の例にならって取り扱うものとする。

② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業
者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分を行いう事業者には、1. (5) から (9) までの規定に基づいて
算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までご
とに1点とする違反点数を付すものとする。
(2) 4. (1) ②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)
のほか、4. (1) ②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものと
する。ただし、4. (1) ②口に該当したことに伴って4. (1) ②に該当す
る場合の違反点数は、合わせて30点とする。
(3) (1) 及び (2) により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」）

- の（①に該当する営業所に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのも
の（①に該当する営業所がない場合に限る。）
③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限
る。）

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定
に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業
所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業
所を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものと
して取り扱うものとする。

(14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業
者に法人の合併又は相続があつたものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法
人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が
譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに
限る。2. (7)及び5.(2)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反
営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、
分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業
を廃止したものと除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うも
のとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者
に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11) ②
の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業
者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

（1）行政処分を行いう事業者には、1. (5) から (9) までの規定に基づいて
算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までご
とに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4. (1) ②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行いう事業者には、(1)
のほか、4. (1) ②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものと
する。ただし、4. (1) ②口に該当したことに伴って4. (1) ②に該当す
る場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) (1) 及び (2) により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」）

（4）違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行いうべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもつて当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合には、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもつて、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間ににおいて行政処分を受けていること。

② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けないこと。

③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運転、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

（5）行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。

（6）事業者たる法人の合併又は事業者の相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人に付されたいた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

（7）事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

（1）自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.（11）から（15）までの規定により違反行為があつたものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用的停止を行うものとする。ただし、4.（1）①、5.（1）又は5.（2）の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。

3. 自動車等の使用停止処分

（1）自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.（11）から（15）までの規定により違反行為があつたものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用的停止を行うものとする。ただし、4.（1）①又は5.（1）の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。

（4）違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行いうべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもつて当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合には、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもつて、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間ににおいて行政処分を受けていること。

② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けないこと。

③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運転、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

（5）行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。

（6）事業者たる法人の合併又は事業者の相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人に付されたいた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

（7）事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。

（1）自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.（11）から（15）までの規定により違反行為があつたものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用的停止を行うものとする。ただし、4.（1）①、5.（1）又は5.（2）の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。

(2) 行政処分等に係る処分日車数は、1. (5) から (9) までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2 以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。

(3) 運輸規則第 38 条第 1 項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通事故等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るもの）を除く。）に基づくものについては、(2) 後段の規定にかかわらず、別表第 1 の別紙 1 若しくは別紙 2 又は別表第 2 の別紙 1 若しくは別紙 2 により、別途個別に処分するものとする。

(4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。ただし、地域住民等の生の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準により、これを決定することができるものとする。

(5) (1)の処分を行いうときは、法第 41 条第 1 項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ。）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他の当該事業用自動車の停止を確認するための適切な措置をもつてこれに代えることができるものとする。

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者については、「自動車運送事業の監査方針について」（平成 25 年 9 月 17 日付け、国自安第 137 号、国自旅第 217 号、国自貨第 55 号、国自整第 161 号）2. (1) の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1) による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用的停止を行いうことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7) (6) の場合の停留所の使用の停止期間は、(4) により決定する処分期間と同じ期間（自動車の使用停止を開始する日から同使用停止を終了する日までをいう。）を限度とし、審査委員会の議に付した上で決定するものとする。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5. (1) 又は 5. (2) に該当する場合を除く。）することとなつた場合に、当該違反當業所等に対してもうも

(2) 行政処分等に係る処分日車数は、1. (1) から (9) までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2 以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。

(3) 運輸規則第 38 条第 1 項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通事故等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るもの）を除く。）に基づくものについては、(2) 後段の規定にかかわらず、別表第 1 の別紙 1 若しくは別紙 2 又は別表第 2 の別紙 1 若しくは別紙 2 により、別途個別に処分するものとする。

(4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。ただし、地域住民等の生の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準により、これを決定することができるものとする。

(5) (1)の処分を行いうときは、法第 41 条第 1 項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ。）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他の当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもつてこれに代えることができるものとする。

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者については、「自動車運送事業の監査方針について」（平成 25 年 9 月 17 日付け、国自安第 137 号、国自旅第 217 号、国自貨第 55 号、国自整第 161 号）2. (1) の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1) による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用的停止を行いうことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7) (6) の場合の停留所の使用の停止期間は、(4) により決定する処分期間と同じ期間（自動車の使用停止を開始する日から同使用停止を終了する日までをいう。）を限度とし、審査委員会の議に付した上で決定するものとする。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5. (1) 又は 5. (2) に該当する場合を除く。）することとなつた場合に、当該違反當業所等に対して行うも

て行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となつた場合

② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第4条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対する点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第94条第4項の規定による検査を行った場合

は質問にに対して虚偽の陳述を行った場合

（2）（1）①の場合の事業の停止期間は、3.（2）による处分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなつた場合に限り、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。）で除した日数とする。

（3）（1）②の場合の事業の停止期間は、（1）②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、（1）②ロに該当したごとに伴って（1）②ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

（4）（1）の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その

のとする。
なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となつた場合

② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第4条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対する点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第94条第4項の規定による検査を行った場合

は質問にに対して虚偽の陳述を行った場合

（2）（1）①の場合の事業の停止期間は、3.（2）による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなつた場合に限り、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。）で除した日数とする。

（3）（1）②の場合の事業の停止期間は、（1）②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、（1）②ロに該当したごとに伴って（1）②ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

（4）（1）の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その

他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善する計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する計画)を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行ふことができるものとする。

(5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行つた場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

(6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行つた場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合((8)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等があつた場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合((9)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場

他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善する計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する計画)を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行ふことができるものとする。

(5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行つた場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

(6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、最高速度違反行為を行つた場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合((8)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等があつた場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合((9)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場

- 合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を附加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行つたとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (10) 3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当 ((2) に該当する場合を除く。) することとなる。ただし、許可の取消処分を行ふことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他の公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合に限り、輸送の安全計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合は、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行ふことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となつた場合
- ② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反((この場合、4.(1)②)に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1)②口、ハ、二、ホ及びへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)
- ④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合イ 法第9条第6項(法第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する運賃又は料金の変更の命令
- ⑤ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

- ロ 法第19条の2に規定する協定の変更の命令
- ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
- ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
- ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
- ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令ト 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

- 合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を附加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行つたとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (10) 3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することにより、許可の取消処分を行ふことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他の公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合に限り、輸送の安全計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合は、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行ふことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となつた場合
- ② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反((この場合、4.(1)②)に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1)②口、ハ、二、ホ及びへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)
- ④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合イ 法第9条第6項(法第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する運賃又は料金の変更の命令
- ⑤ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

- ロ 法第19条の2に規定する協定の変更の命令
- ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
- ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
- ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
- ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令ト 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

- チ 法第31条に規定する事業改善の命令
リ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勅告に従わない場合に限る。）に該当することとなつた場合
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者が次に該当することとなつた場合は、許可の取消処分を行ふことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。
- 当該事業者に勤務する運転者が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であつて、当該事業者に悪質な法令違反があると認められる場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合の(1) (3) 及び④の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。
- ① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者うち、運送事業を廃止したものと除外する。）が受けたものとして取り扱うものとする。
- ③ 次のいずれかに該当する場合の(1) (3) 及び④の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。
- ① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

- チ 法第31条に規定する事業改善の命令
リ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勅告に従わない場合に限る。）に該当することとなつた場合
- (新設)

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1) (3) 及び④の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者うち、運送事業を廃止したものと除外する。）が受けたものとして取り扱うものとする。

附 则

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であつて、この通達の施行の日ににおいて未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行ふ場合、この通達の規定を適用するが、従前の規定により行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行ふものとする。
3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以後に違反行為があつたものにおける違反行為については、平成25年1月1日から同年12月31日までの間ににおける違反行為については、平成25年1月1日から同年12月31日までの間ににおける違反行為があつたものにおける違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自旅第129号、国自整第55号)又は「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この通達の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この通

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であつて、この通達の施行の日ににおいて未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行ふ場合、この通達の規定を適用するが、従前の規定により行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行ふものとする。
3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以後に違反行為があつたものにおける違反行為については、平成25年1月1日から同年12月31日までの間ににおける違反行為については、平成25年1月1日から同年12月31日までの間ににおける違反行為があつたものにおける違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号)又は「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この通達の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この通

違により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自安第245号、国自旅第399号、国自整第291号）

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る通達の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成26年1月24日 国自安第249号、国自旅第415号、国自整第293号）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成26年4月25日 国自安第10号、国自旅第9号、国自整第12号）

この通達は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年7月7日 国自安第42号、国自旅第69号、国自整第63号）

1. この通達は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成28年6月30日 国自安第67号、国自旅第75号、国自整第79号）

この通達は、平成28年7月1日から施行する。

違により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自安第245号、国自旅第399号、国自整第291号）

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る通達の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成26年1月24日 国自安第249号、国自旅第415号、国自整第293号）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成26年4月25日 国自安第10号、国自旅第9号、国自整第9号）

この通達は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年7月7日 国自安第42号、国自旅第69号、国自整第9号）

1. この通達は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成28年6月30日 国自安第67号、国自旅第75号、国自整第79号）

この通達は、平成28年7月1日から施行する。

別添2

国自安第68号の2
国自旅第76号の2
平成28年6月30日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第68号
国自旅第76号
平成28年6月30日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」
の一部改正について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）
を踏まえ、「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平
成14年1月17日付け国自総第424号、国自旅第149号）の一部を別添新旧対照表
のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自総第424号 国自旅第149号 平成14年1月17日 平成16年12月24日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 <u>一部改正</u></p> <p>国自総第424号 国自旅第149号 平成14年1月17日 平成16年12月24日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 <u>一部改正</u></p>	<p>国自総第424号 国自旅第149号 平成14年1月17日 平成16年12月24日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 <u>一部改正</u></p> <p>国自総第424号 国自旅第149号 平成14年1月17日 平成16年12月24日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 <u>一部改正</u></p>

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長

自動車交通局長

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長

自動車交通局長

道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第23条の3の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。

1 通則

(1) 運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）（以下「乗合及び貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日）

道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について
道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第23条の3の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。

1 通則

(1) 運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）（以下「乗合及び貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日）

付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）（以下「乗用の処分基準」という。）（以下これらを合わせて「行政処分等の基準」という。）による旅客自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時に事業を行なうものとする。ただし、2（5）及び（6）により発令する場合並びに事業を廃止した等により旅客自動車運送事業者の行政処分等が行われない場合は、単独で行うものとする。

（2）行政処分は、法第23条の2第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の返納とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

（3）処分等は、2及び3により行うものとする。
なお、2（4）（ア）及び3の基準日車等の総和の算定についても、運行の安全確保に関する違反（法第23条第2項及び法第23条の5第1項の規定による違反をいう。以下同じ。）、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けていた日から3年以内に同一の事項について運行の安全確保に関する違反を行なったことが確認された場合をいう。）及び累違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行なったことが確認された場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

- （1）資格者が次のいずれかに該当することとなつた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。
(ア) 事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を行なった場合
(イ) 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行なう等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

（2）法第23条第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第47条の9第1項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。）である資格者が次に該当するものとする。
事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同

付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）（以下「乗用の処分基準」という。）（以下これらを合わせて「行政処分等の基準」という。）による旅客自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時に事業を行なうものとする。ただし、2（5）及び（6）により発令する場合並びに事業を廃止した等により旅客自動車運送事業者の行政処分等が行われない場合は、単独で行うものとする。

（2）行政処分は、法第23条の2第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の返納とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

（3）処分等は、2（4）及び3により行うものとする。
なお、2（4）（ア）及び3の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保に関する違反（法第23条第2項及び法第23条の5第1項の規定による違反をいう。以下同じ。）、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けていた日から3年以内に同一の事項について運行の安全確保に関する違反を行なったことが確認された場合をいう。）及び累違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行なったことが確認された場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

- （1）資格者が次のいずれかに該当することとなつた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。
(ア) 事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を行なった場合
(イ) 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行なう等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

（2）法第23条第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第47条の9第1項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。）である資格者が次に該当するものとする。
事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同

法第75条の2第3項において準用する場合を含む。) の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があつた場合

(3) 運輸規則第47条の9第3項の規定に基づき選任されている者(以下「補助者」という。)である資格者が次に該当することとなる場合は、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒気帯び運転、薬物等を使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者への報告を行わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合

(4) 次のいずれかに該当することとなる場合には、運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。

(ア) 乗合及び貸切の処分基準4、(1)②ハ若しくはニに該当した場合、乗用の処分基準4、(1)④ハ若しくはニに該当した場合又は行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する違反の各事項が120日車以上となつた場合には、運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。この場合において、複数の運行管理者資格者証の返納をするものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、運輸規則第47条の9第2項の規定に基づき選任されている者(以下「統括運行管理者」という。)に対して行うものとする。

(イ) 一般貨切旅客自動車運送事業者(以下「貸切事業者」という。)が、乗合及び貸切の処分基準5、(2)に該当することにより許可の取消処分を受けることとなる場合であつて、運行管理に係る悪質な法令違反があると認められる場合には、運転者が所属する営業所において選任された全ての運行管理者(事故発生後に解任された者を含む。)に対し、運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。ただし、運行管理者が当該法令違反に全く関与していないこと又は当該運転者に係る業務を全く実施していないことを当該運行管理者又は当該貸切事業者が証明した場合は、この限りでない。

(5) 資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用(選任の届出をした場合を含む。)させた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。

(6) 運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合には、当該者の運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。

(7) 複数の種類の運行管理者資格者証(法第23条の2第1項の規定に基づき交付されたものに限る。)を有している者に対する返納命令処分は、返納を命じようとする者が運行管理を行つている事業の運輸規則第47条の9の表第1欄の種別に応じて、同表第3欄に掲げる運行管理者資格者証(特定旅客自動車運送事業にあつては、同表第4項第3欄に掲げる運行管理者資格者証のうち、当該者が有している運行管理者資格者証)の返納を命ぜるものとする。

法第75条の2第3項において準用する場合を含む。) の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があつた場合

(3) 運輸規則第47条の9第3項の規定に基づき選任されている者(以下「補助者」という。)である資格者が次に該当することとなる場合は、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒気帯び運転、薬物等を使用運転、無免許運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めめたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者への報告を行わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合

(4) 乗合及び貸切の処分基準4、(1)②ハ若しくはニに該当した場合、乗用の処分基準4、(1)④ハ若しくはニに該当した場合又は行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する違反の各事項が120日車以上となつた場合には、運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、運輸規則第47条の9第2項の規定に基づき選任されている者(以下「統括運行管理者」という。)に対して行うものとする。

(新設)

(5) 資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用(選任の届出をした場合を含む。)させた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。

(6) 運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合には、当該者の運行管理者資格者証の返納を命ぜるものとする。

(7) 複数の種類の運行管理者資格者証(法第23条の2第1項の規定に基づき交付されたものに限る。)を有している者に対する返納命令処分は、返納を命じようとする者が運行管理を行つている事業の運輸規則第47条の9の表第1欄の種別に応じて、同表第3欄に掲げる運行管理者資格者証(特定旅客自動車運送事業にあつては、同表第4項第3欄に掲げる運行管理者資格者証のうち、当該者が有している運行管理者資格者証)の返納を命ぜるものとする。

(8) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対する運行管理者の第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

3 資格者の警告

行政処分等による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が30日車以上120日車未満の場合は、警告を行うものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の警告は、統括運行管理者に対して行うものとする。
附 則(平成19年5月1日付け国自旅第37号、国自旅第14号)
1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達により処分等を行うものとする。

附 則(平成21年9月29日付け国自安第67号、国自旅第135号)
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年11月20日付け国自安第110号、国自旅第187号)
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年4月28日付け国自安第7号、国自旅第9号)
1 改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。
2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の通達により処分等を行うものとする。

附 則(平成22年4月28日付け国自安第7号、国自旅第9号)
この通達は、平成22年4月28日から施行する。

附 則(平成25年9月17日付け国自安第143号、国自旅第223号)
1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2 この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日ににおいて未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行いう場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を行う者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3 2 (4) の規定中乗合及び貸切の処分基準4.(1)②ハ及び乗用の処分基準4.(1)④ハに係る規定については、平成26年1月1日以後に違反行為があつたものについて適用し、平成25年12月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。
4 「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」(平成14年1月17日付け国自旅第427号、国自旅第151号)は、平成25年10月31日限り廃止する。

附 則(平成28年6月30日付け国自安第68号、国自旅第76号)
改正後の通達は、平成28年7月1日から施行する。

(8) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対する運行管理者の第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

3 資格者の警告

行政処分等による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が30日車以上120日車未満の場合は、警告を行いうものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の警告は、統括運行管理者に対して行うものとする。
附 則(平成19年5月1日付け国自旅第37号、国自旅第14号)
1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達により処分等を行うものとする。

附 則(平成21年9月29日付け国自安第67号、国自旅第135号)
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年11月20日付け国自安第110号、国自旅第187号)
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年4月28日付け国自安第7号、国自旅第9号)
1 改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。
2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の通達により処分等を行うものとする。

附 則(平成25年9月17日付け国自安第143号、国自旅第223号)
1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2 この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日ににおいて未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行いう場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を行う者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3 2 (4) の規定中乗合及び貸切の処分基準4.(1)②ハ及び乗用の処分基準4.(1)④ハに係る規定については、平成26年1月1日以後に違反行為があつたものについて適用し、平成25年12月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

4 「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」(平成14年1月17日付け国自旅第427号、国自旅第151号)は、平成25年10月31日限り廃止する。

附 則(平成28年6月30日付け国自安第68号、国自旅第76号)

改正後の通達は、平成28年7月1日から施行する。

